

お客様各位

いつも大変お世話になっております。ナットソース・ジャパンでございます。

桜が開花し、いよいよ本格的な春到来といった心が浮き浮きする季節となりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

今月もニュースレター（NJL4月号）のご案内をさせて頂く時期になりました。

本誌をご購読頂いておりますお客様へは、今週28日（金）に電子メールを介しての配信を予定致しておりますので宜しくお願い致します。

- ・ 京都議定書の第 1 約束期間が始まり、実際に排出量を削減した結果である京都クレジットの登録が増加しつつあります。本誌では、今年の 1 月号で各国の国別登録簿における保有口座開設手続の概要をご紹介しましたが、その続編として、イギリスの国別登録簿における口座開設手続の詳細、及びスイス DNA（Designated National Authority）の最近の動向に関して、弊社祖式より当社が実際に経験した口座開設手続に基づき、ご紹介させていただきます。
- ・ インドなどに多いホスト国からのプロジェクト参加者のみが参加し、まだ先進国が参加していないユニラテラル CDM が、2 月末時点で凡そ 300 件に上り、既に 2 百万トンを超える CER が発行されています。ITL が稼動しましたので、これらのユニラテラル CDM に対して発行された CER を、接続済みの国別登録簿の保有口座に移転することも可能になりました。そこで、ユニラテラル CDM に対して発行された CER を、CDM 登録簿から国別登録簿に対して移転するための手続きについて、これまでの CDM 理事会での議論を踏まえて、弊社小松、井筒よりご報告させていただきます。
- ・ 3 月 10 日、カナダ政府は「温室効果ガス排出規制の枠組み」を公表しました。カナダ政府が、今後実施していく地球温暖化対策が、京都クレジット取引市場に何らかの影響が生じることも予想されます。そこでこれまでカナダが進めてきた地球温暖化対策の概要を含めて、今回の枠組みの概要及び予想される京都クレジット取引市場への影響について、弊社小松が考察致しましたので、ご紹介させていただきます。
- ・ 今月号より、EUA 価格とセカンダリー CER の価格動向のグラフを掲載することに致しました。初掲載ということで、EUA 価格やセカンダリー価格の変動要因について、これまでの NJL においても何度か取り上げてきましたが、今回改めて、弊社船津よりご説明させていただきます。

NJL では、排出権に関する様々な話題を弊社なりの視点でご報告させて頂いております。当社サービスにつきましてのご質問、ご相談などがございました際には、お気軽に弊社までお問い合わせ下さい。

下記 URL より過去の NJL の目次をご確認頂くことが可能です。

http://www.natsourcejapan.com/njletter/contents_2008.html

また、お申し込みはこちら↓よりお願い致します。

<http://www.natsourcejapan.com/njletter/index.html>

ナットソース・ジャパン・レターに関するお問合せは、njl@natsourcejapan.com または 03-5275-1710までお願い致します。

なお、このメールは、過去に弊社がコンタクトさせて頂きましたお客様に送らせて頂いております。

今後、このようなご案内が不要の際には、お手数ではございますが、その旨、本メールにご返

信頂けますと幸いです。今後とも宜しくお願い致します。